

岐阜県看護協会 特定行為研修・NPコース修了者会設置要項

(設置)

第1条 少子超高齢社会における岐阜県民のニーズに応え、研修修了者が質の高い看護を提供する体制を整備し、チーム医療を推進することを目的に、特定行為研修・NPコース修了者会（以下「修了者会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 修了者会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 質の高い看護を提供するための体制整備に関すること
- (2) チーム医療推進に係る方策の検討に関すること
- (3) 修了者会の運営に関すること
- (4) 修了者会の運営等に係る実務的な事項に関すること

(組織)

第3条 修了者会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 修了者会は、全体会と支部会で構成する。

- (1) 全体会は、特定行為研修修了者の代表と副代表、NPコース修了者の代表と副代表で構成し、各代表および副代表は、いずれかの支部会の代表及びNPコース修了者より選出する。
- (2) 支部会は、岐阜北、岐阜南、西濃、中濃、東濃、飛騨の6地区に分け、各支部会は代表、副代表で構成し、各代表及び副代表は、各地区の修了者より選出する。

(代表等の役割)

第4条 全体会及び支部会の代表は、修了者を招集し、各会の運営及び活動を実行、リードする。

2 全体会及び支部会の代表は、必要と認めるときは前条第1項に規定する者以外の者に会への出席を求めることができる。

(代表等の任期)

第5条 代表・副代表の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の代表の任期は、前任者の残任期間とする。

(各会の活動)

第6条 全体会及び支部会は、修了者間のネットワークづくり、情報共有、知識・技術のスキルアップ等を目的に活動する。

2 全体会は、支部会の活動を総括し、次の事項を行う。

- (1) 総会を年1回開催し、全体会、各支部会の年間計画および活動報告について協議し、運

営する。

- (2) 修了者の交流会を年 1 回以上開催する。
- (3) 修了者の活動に必要な情報提供等を適時行い、活動促進に向けた環境づくりを図る。

3 支部会は、各支部に分かれ次の事項を行う。

- (1) 支部会の年間計画を立案し、活動する。
- (2) 修了者間の交流を図り、活動促進に向けた施策について検討、提案する。
- (3) 1 年間の活動をまとめ、総会で報告する。

(事務局)

第 7 条 修了者会の事務局を、岐阜県看護協会に置く。

(補則)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、修了者会の開催及び運営に関し、必要な事項は全体会で協議し、決定する。

附則

この要項は、令和 6 年 1 月 1 日 4 日より施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

【全体会】

構成員
特定行為研修修了者 (代表)
特定行為研修修了者 (副代表)
NP コース修了者 (代表)
NP コース修了者 (副代表)
岐阜県看護協会 担当理事
岐阜県看護協会 担当課

【支部会】

構成員
岐阜北支部 (修了者代表・副代表)
岐阜南支部 (修了者代表・副代表)
西濃支部 (修了者代表・副代表)
中濃支部 (修了者代表・副代表)
東濃支部 (修了者代表・副代表)
飛騨支部 (修了者代表・副代表)
岐阜県看護協会 担当理事
岐阜県看護協会 担当課